

改 正 後	第1章～第8章 (略)	第1章～第8章 (略)	現 行	備 考
第9章 ふん尿等排出防止設備	(移説)			省令の章番号と 仄を含む修正
(ふん尿等排出防止設備)				
36.0(a) ふん尿等浄化装置、ふん尿等処理装置又はふん尿等貯留タンクに ふん尿等が流入する管は、便器、医療区(室内)にある洗浄用容器及び排水口並 びに生きている動物を収容している場所から通じること。				
また、「船外に通ずる管」とは、標準排出連結具が取り付けられる陸上 用の管をいう。				
(標準排出連結具)				
37.1(a) ただし書きに規定する「地方運輸局長が航海の態様を考慮して差 し支えないと認める場合」とは、定期航路に從事する旅客船等特定の目的の 運航のみを行う船舶であつて、標準排出連結具に代えて陸上げ用の連結器具 を備える場合をいう。				
(ふん尿等浄化装置)				
38.1(a) 第2号にある「船舶内において発生するふん尿等の浄化のための 十分な能力」とは、次の算式により算定した値以上の負荷をかけた場合にお いて、技術基準省令第38条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニ及びホの基準を満 足する能力をいう。				
・ 汚水量 (m ³ /日) = 最大搭載人員 (人) × q (m ³ /人/日)				
・ 生物化学的酸素要求量 (g/日) = 最大搭載人員 (人) × 13.5 (g/人/日)				
(ふん尿等処理装置)				
39.0(a) 第2号にある「十分な能力」とは、船舶の最大搭載人員及び40.0 に示すq(この場合)にあっては、「ふん尿等貯留タンク」は「ふん尿等処理裝 置」と読みかえる。)に応じて処理が行える能力を有することをいう。				
・ 浮遊物質量 (mg/l) = 500 (mg/l)				
q: 40.0(a) に規定する値				

(ふん尿等貯留タンク)

40.0(a) 第1号にある「十分な容量」とは、次の算式により算定した値(V)以上の能力をいう。

(1) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有する場合

$$V \text{ (m3)} = [(n2 + n3) T + n1 \cdot t] q + R$$

V: 十分な容量 (m3)

N: 最大搭載人員 (人) [N = n1 + n2 + n3]

n1: 旅客 (人)

n2: 船員 (人)

n3: その他の定員 (人)

q: 0.060 (m3/人/日)

ただし、現存船等の船舶の構造上0.060を適用することが困難な船舶の場合には、流量調整可能な弁又は循環式等の便器の洗浄方式等を考慮し、次の算式により算出される値(q1)をqの値とすることができる。

$$q1 = 0.002 + [\text{便器の洗浄方式等により大便1回及び小便4回に使用する水量}] \times 1.2 + [\text{特別な便器の洗浄方式等により必要な水量}]$$

また、ふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管に接続される他の管がある場合は、次の算式により算出される値(q2)をqの値としなければならない。

$$q2 = 0.060 \text{ (又は} q1\text{)} + [\text{当該他の管で使用される污水の量 (m3/人/日)}]$$

例えば、便器からの管と浴槽からの排水管が接続されている場合にあっては、q2の値は0.060(又,q1)に当該船舶の全浴槽で一日に使用される水量を最大搭載人員で除した値を加えた値とする。

R: 洗浄方式等により必要な初期水 (m3)

T: ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日)又は1日のうち、いざれか大きい値(日)

ただし、港湾内外における停泊中にあつて、全ての便所を使用差

<p>止する等の措置を行ふ船舶にあつては、ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間+予定される港湾内等最大停泊日数-使用禁止めを行う日数（日）又は1日のうち、いすれか大きい値（日）とすることができる。</p> <p>t: ふん尿等の排出禁止区域を往復するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和（日）又は1日のうち、いすれか大きい値（日）</p> <p>ただし、港湾内の停泊中、旅客の宿泊を行わない船舶にあつては、「予定される港湾内等最大停泊日数」は「旅客が乗下船に必要な時間」と読みかえて算出された日数又は1日のうち、いすれか大きい値（日）とすることができる。</p> <p>(2) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有しない場合</p> $V \text{ (m}^3\text{)} = NT \cdot q + R$ <p>R: 清浄方式等により必要な初期水 (m³)</p> <p>T: 陸上げまでに必要な最大航海日数又は1日のうち、いすれか大きい値（日）</p> <p>なお、水中翼船にあつては、(1)または(2)におけるT, t及びT中の「1日」をそれぞれ「8.0/V (日)」と読みかえる。</p> <p>V: 船舶の試運転時における最大航海速力又はこれに準ずる航海速力（ノット）</p> <p>(b) 第2号にある「装置」が、通常、人が近づき得る場所以外に設置される場合にあつては、警報装置を有すること。</p>	<p>第9章 有害水/ラスト処理設備</p> <p>(有害水/ラスト処理設備)</p> <p>MEPC. 296 (72) による 規則改正を受けた改正 制定時の番号を参考 照するべく修正 旧G8は削除</p>
<p>40-2.1 (a) 有害水/ラスト処理設備の技術上の基準については、本項によるほか、有害水/ラスト処理設備の型式指定等業務要領（平成27年国海查第502号。以下「型式指定等業務要領」という。）附属書〔1〕「有害水/ラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（旧G8）」の「1」～「6」及び附属書〔2〕「有害水/ラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（新G8）」の「1」～「8」を参照すること（契約上の納入日（このようない場合</p>	

<p>には、「実際の配達日」(以下「納入日」という。)が2020年10月28日より前である有書水バラスト処理設備にあっては、IMO 決議 MEPC.174 (58)" Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" の内容を参照し、納入日が2020年10月28日以降である有害水バラスト処理設備にあっては IMO 決議 MEPC.279 (70)" 2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" の内容を参照すること。)</p> <p>(b) (略)</p>	<p>省令と章番号と平仄を合わせる修正</p> <p>第10章 ふん尿等排出防止設備</p> <p>(ふん尿等排出防止設備)</p> <p>36.0(a) ふん尿等浄化装置、ふん尿等処理装置又はふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管は、便器、医療区域内にある洗浄用容器及び排水口並びに生きている動物を収容している場所から通じていること。</p> <p>また、「船外に通ずる管」とは、標準排出連結具が取り付けられる陸上げ用の管をいう。</p> <p>(標準排出連結具)</p> <p>37.1(a) ただし書きに規定する「地方運輸局長が航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合」とは、定期航路に従事する旅客船等特定の目的の運航のみを行う船舶であって、標準排出連結具に代えて陸上げ用の連絡器具を備える場合をいう。</p> <p>(ふん尿等浄化装置)</p> <p>38.1(a) 第2号における「船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力」とは、次の算式により算定した値以上の負荷をかけた場合において、技術基準省令第38条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニ及びホの基準を満足する能力をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水量 (m³/日) = 最大搭載人員 (人) × q (m³/人/日) ・生物化学的酸素要求量 (g/日) = 最大搭載人員 (人) × 13.5 (g/人/日) <p>・浮遊物質量 (mg/l) = 500 (mg/l)</p> <p>q: 40.0(a)に規定する直</p> <p>(ふん尿等処理装置)</p>
<p>(削除)</p>	

39.0(a) 第2号にある「十分な能力」とは、船舶の最大搭載人員及び40.0に示す q (この場合にあつては、「ふん尿等貯留タンク」は「ふん尿等処理装置」と読みかえる。)に応じた処理が行える能力を有することをいう。

(ふん尿等貯留タンク)

40.0(a) 第1号にある「十分な容量」とは、次の算式により算定した値(V)以上の能力をいう。

(1) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有する場合

$$V \text{ (m}^3\text{)} = [(n_2 + n_3) T + n_1 \cdot t] q + R$$

V: 十分な容量 (m³)

N: 最大搭載人員 (人) [N = n_1 + n_2 + n_3]

n_1: 旅客 (人)

n_2: 船員 (人)

n_3: その他の定員 (人)

q: 0.060 (m³/人/日)

ただし、現存船等の船舶の構造上 0.060 を適用することが困難な船舶の場合には、流量調整可能な弁又は循環式等の便器の洗浄方式等を考慮し、次の算式により算出される値(q_1)を q の値とすることができる。

$q_1 = 0.002 + [\text{便器の洗浄方式等により大便 } 1 \text{ 回及び小便 } 4 \text{ 回に使用する水量}] \times 1.2 + [\text{特別な便器の洗浄方式等により必要な水量}]$

また、ふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管に接続される他の管がある場合は、次の算式により算出される値(q_2)を q の値としなければならない。

$q_2 = 0.060 \text{ (又は } q_1 \text{) } + [\text{当該他の管で使用される汚水の量 (m}^3/\text{人/日})]$

例えば、便器からの管と浴槽からの排水管が接続されている場合にあつては、 q_2 の値は 0.060 (又 q_1) に当該船舶の全浴槽で一日に使用される水量を最大搭載人員で除した値を加えた値とする。

R: 洗浄方式等により必要な初期水 (m³)

T: ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間及び予定される

<p><u>港湾内等最大停泊日数の和（日）又は1日のうち、いざれか大きい値（日）</u></p> <p>ただし、港湾内等における停泊中にあつて、全ての便所を使用禁止する等の措置を行う船舶にあつては、ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間+予定される港湾内等最大停泊日数-使用禁止を行う日数（日）又は1日のうち、いざれか大きい値（日）とすることができる。</p> <p>t: ふん尿等の排出禁止区域を往復するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和（日）又は1日のうち、いざれか大きい値（日）</p>	<p>ただし、港湾内での停泊中、旅客の官船にあつては、「予定される港湾内等最大停泊日数」は「旅客が乗下船に必要な時間」と読みかえて算出された日数又は1日のうち、いざれか大きい値（日）とすることができる。</p> <p>(2) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有しない場合</p> $V \text{ (m}^3\text{)} = NT' q + R$ <p>R: 洗浄方式等により必要な初期水 (m³)</p> <p>T': 陸上げまでに必要な最大航海日数又は1日のうち、いざれか大きい値（日）</p> <p>なお、水中翼船にあつては、(1)または(2)におけるT'及びT中の「1日」をそれぞれ「8.0/V（日）」と読みかえる。</p> <p>V: 船舶の試運転時における最大航海速力又はこれに準ずる航海速力（ノット）</p> <p>(b) 第2号にある「装置」が、通常、人が近づき得る場所以外に設置される場合にあつては、警報装置を有すること。</p>	<p>第11章 大気汚染防止検査対象設備</p> <p>(窒素酸化物の放出量の算出方法)</p> <p>41.0 (a)・(b) (略) (原動機取扱手引書の記載事項)</p> <p>省令と章番号と平仄を合わせる修正</p>
<p>第10章 大気汚染防止検査対象設備</p> <p>(窒素酸化物の放出量の算出方法)</p> <p>41.0 (a)・(b) (略) (原動機取扱手引書の記載事項)</p>		

42.0 (a)・(b) (略)

42.0 (a)・(b) (略)

(新設)

EGR ガイドライン
取り入れ関係

(c) 原動機に法第 19 条の 3 に規定する窒素酸化物の放出量を低減させるための装置（以下「NOx 放出低減装置」という。）を備え付ける場合にあつては、原動機取扱手引書に当該装置について記載されていること。また、NOx 放出低減装置のうち排ガス再循環装置（以下「EGR 装置」という。）を原動機に備え付ける場合であつて、EGR 装置に水処理装置が附属するものにこついては、当該水処理装置の仕様及び性能並びに運転、保守及び整備の方法その他の当該水処理装置の使用に関する必要な事項を記載した手引書（以下「排ガス再循環装置取扱手引書」という。）及び記録簿（以下「排ガス再循環水処理記録簿」という。）が原動機取扱手引書とともにに備え付けられること。

なお、排ガス再循環水処理装置取扱手引書に含まれるべき事項及び排ガス再循環水処理記録簿への記録に関する事項については、以下のとおり。

(1) 排ガス再循環水処理装置取扱手引書

(イ) 处理装置の仕様及び性能に関するもの

EGR 装置及び当該装置の水処理装置その他の附属装置（pH 計、PAH 計及び濁度計又は油分濃度計並びに記録装置等）の製造者、型式及び仕様並びに漏出水の排出規制直その他必要な事項

(ロ) EGR 装置の水処理装置の構成部品の種類、取付方法及び調整範囲に關するもの

1) 船舶に設置されたすべての水処理装置を構成する機器が含まれていること

2) 水処理装置の動作及び洗浄水の監視並びにそれらの運転、保守及び校正の要件を評価するためのセンサーの概要

3) 洗浄水の監視位置、附属装置（サンブル移送管、サンプリング処理設備）及び関連する運転、整備に係る要件

4) 使用される分析器、当該分析器の仕様、保守及び校正の要件

5) 分析器のゼロ校正・スパン校正の手順

6) 監視が正常に機能していることを示す情報又はデータ

7) 監視が正常に機能していることを船上で確認する方法

(2) 排ガス再循環水処理記録簿

(イ) 監視装置の保守、整備の記録	
(ロ) 当該船舶内での保管及び残渣物の陸揚げを行った日付、時間、場所及び量が含まれること。	
なお、技術基準省令第43条の第2項の硫黄酸化物放出低減記録簿を備える船舶は、硫黄酸化物放出低減記録簿に記載することとし、排ガス再循環水処理記録簿への記録を省略しても差し支えない。	
第11章 排放性物質放出防止措置手引書	第12章 爆発性物質放出防止措置手引書
第12章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標	第13章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標

心得附則

設置する船舶が特定されている有害水バラスト処理設備であつて、造船所への契約上の納入日（契約上の納入日がなき場合は実際の納入日。以下「納入日」という。）が令和2年10月28日より前である場合には、改正後の40-2.1(a)の規定にかかわらず、IMO決議MEPC.174 (58) "Guidelines for Approval of Ballast Water Management systems (G8)" の内容によることとして差し支えない。

○海洋汚染等防止法検査心得

11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行	(傍線の部分は改正部分)
第1章 (略)	第1章 (略)	
第1章の3 塩素化物放出量に係る放出基準、放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	第1章の2 放出量確認及び原動機取扱手引書の承認	省令と章番号の平仄を合わせる修正
(原動機の種類及び出力の基準)	(原動機の種類及び出力の基準)	省令と条数と平仄を合わせる修正
1-2-20.0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認の対象原動機には該当しない。	1-2-2-0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認の対象原動機には該当しない。	
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	
1-4-0 (a) ~1.10.0 (a) (略)	1-4-0 (a) ~1.10.0 (a) (略)	
(放出量確認等の準備)	(放出量確認等の準備)	
1-11.2 (a) (略)	1-11.2 (a) (略)	
(b) 排ガス再循環装置（以下「EGR装置」という。）を備え付ける原動機の放出量確認を行う際は、試験用の水処理装置を使用して差し支えない。なお、EGR装置の水処理装置に関する確認については、船級検査で実施することとなる。	(新設)	
第1章の4 國際大気汚染防止原動機証書	第1章の3 國際大気汚染防止原動機証書	省令と章番号と平仄を合わせる修正
1-14.1 (a)・1-15.0 (a) (略)	1-14.1 (a)・1-15.0 (a) (略)	
第1章の6 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認	(新設)	
1-22.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	1-22.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	省令と条数と平仄を合わせる修正
第1章の7 國際二酸化炭素放出抑制船舶証書	(新設)	
1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	1-29.1 (a) ~1-32.0 (b) (略)	
第2章 検査	第2章 検査	
第1節 通則	第1節 通則	EGC装置の搭載検査の際の洗浄水分析結果の確認についての合理化
2.1 (a) ~2.6 (c) (略)	2.1 (a) ~2.6 (c) (略)	
(検査の引継ぎ又は委嘱)	(検査の引継ぎ又は委嘱)	
3.1 (a) ~ (c) (略)	3.1 (a) ~ (c) (略)	

(d) 本項の規定にかかわらず、硫酸化物放出低減装置の設置に係る法定検査のうち洗浄水分析結果の確認については、船舶の所在地にいかわらず硫酸化物放出低減装置の設置又は基準適合性の確認を実施した地方運輸局長において洗浄水分析結果の確認を実施されることとして差し支えない。	(新設)
---	------

○海洋汚染等防止法検査心得 11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 委嘱検査申請書【本文第2章第1節3.2(b)(1)関係】新旧対照表 分	
改 正 後	現 行

委嘱検査申請書 (略) (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 (略)	委嘱検査申請書 (略) (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)
---	---

○海洋汚染等防止法検査心得 11 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 委嘱検査申請書【本文第5章44.1(略)】新旧対照表 分	
改 正 後	現 行

事故等報告書 (略) (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 (略)	事故等報告書 (略) (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)
【様式集】 第1号様式 承認証確認申請書	【様式集】 第1号様式 承認証確認申請書

(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)
第2号様式 承認証有効期間延長申請書	第2号様式 承認証有効期間延長申請書
(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)
【記入例】	【記入例】
第1号様式 承認証確認申請書	第1号様式 承認証確認申請書
(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)
第2号様式 承認証有効期間延長申請書	第2号様式 承認証有効期間延長申請書
(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)

○海洋汚染等防止法検査心得　IV 海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	第1章 総則	第1章 総則	現 行	備 考
	(趣旨) 1.0 (a) 法第19条の49第1項において準用する船舶安全法6条ノ4第1項の製造者とは、物件を設計し、その主要部を製造しきつ、組立て（組立後の完成品確認を含む。）を行う者をいう。ただし、製造又は組立（組立後の完成品確認を除く。）の一部又は全部を外注する者にあっては、当該外注に係る納品検査を行う体制が整っている製造者とみなす。	(趣旨) 1.0 (a) 法第19条の49第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の製造者には、物件の一部の製造を外注し、物件を最終的に組み立てる者を含めて差し支えない。この場合において、当該製造者は、外注する部品等の受入検査の体制が整っている製造者とする。		
	第2章 型式承認及び検定	第2章 型式承認及び検定		
	(型式承認の申請) 5.1 (a) 型式承認申請書2.中「事業場の名称及び所在地」にには、型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造者の主たる事業場の名称及び所在地を記載すること。ただし、当該船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、当該外注先の事業者名並びに事業場の名称及び所在地を併せて記載させること。 (b) 申請を受けた地方運輸局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえ、書類とともに海事局長へ交付すること（5.2(a)なおお書きにより申請者が書類を海事局長へ直接提出する場合を除く。）。	(型式承認の申請) 5.182 (a) 型式承認の申請については、次のとおり取り扱うこと。 (新設) 5.1 (a) 型式承認申請書（以下本項において「申請書」という。）1通及び添付書類3部（うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。）を提出させること。 (1) 地方運輸局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、型式承認申請書（以下本項において「申請書」という。）1通及び添付書類3部（うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。）を提出させること。 (2) 地方運輸局長は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を2部本省へ送付すること。 (3) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。 (4) 添付書類は、部外秘とする。		
	(削除)	(削除)	(削除)	

<p>5.2 (a) 規則第5条第2項の書類の提出部数は1部（電子データ又は紙媒体）とする。</p> <p>(a) なお、書類は申請者が希望する場合は本省担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p> <p>(b) 制造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、海事局長より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を海事局長へ報告すること。</p> <p>(c) 書類は、機密性情報とする。</p>	<p>5.3 (a) 規則第5条第3項の必要な書類は、第5条第2項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1) (製造工程のフローチャートを除く。) 及び (2) の書類の提出を免除して差し支えない。</p> <p>(1) 製造工程及び品質管理基準 製造工程のフローチャート等及び社内検査基準（材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。</p> <p>(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図（型式承認を受けようとする船舶又は物件の製造に携わる人員を明記せること。）</p> <p>(3) - (4) (略)</p> <p>(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物性に関するパンフレット</p> <p>(b) 第5条第2項の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。</p> <p>なお、(a) により添付させる書類についても同様すること。</p> <p>また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の書類の提出を免除して差し支えない。</p>
---	--

(新設)

(新設)

(新設)

製造工程のフローチャート等及び社内検査基準（材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする物性の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2) 製造者の当該型式の製造及び品質管理に係る部門の機構図（型式承認を受けようとする船舶又は物性の製造に携わる人員を明記せること。）

(3) - (4) (略)

(5) 型式承認を受けようとする船舶又は物性に関するパンフレット

(b) 第5条第2項の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a) により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

(型式の変更の承認)

なお、(a) により添付させる書類についても同様すること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の書類の提出を免除して差し支えない。

<p>8.0 (a) 第1項の「法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、アクセサリー等の変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱う。</p> <p>(b) 書類については、5.2 及び 5.3 のうち当該変更箇所に係るものを作成する。</p> <p>(c) 5.1並びに 5.2 (a), (b) 及び (d) の規定は、本条について準用する。</p>	<p>8.0 (a) 第1項の「法第5条第4項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、型式承認を受けた物件の構造、構成部品等についての軽微な変更であって、当該物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件を変更しようとすると、別型式として取り扱うこと。</p> <p>(b) 5.1&2 (a) (1) の規定は、本条について準用する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 第1号の届出には、変更しようとする事項及び変更事由のほか、変更しようとする時期を記載した届出書1通及び添付書類3部(支局管内の製造事業場にあつては4部)を提出させること。</p> <p>(2) 地方運輸局長は、届出書1通及び添付書類2部を海事局長に送付し、本局において当該届出書の写し及び添付書類1部を保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合にあっては、支局においても保管すること。</p> <p>(3) 届け出は、原則として変更しようとする時期の1月前までに行わせること。</p> <p>(4) 添付書類は、5.3 (a) のうち、当該変更に係るものに限る。</p>
<p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 第1号の届出には、変更しようとする時期を明記せること。</p> <p>(2) 書類の提出については、5.2 及び 5.3 (a) のうち、当該変更に係るものとして差し支えなし。</p> <p>(3) 5.1並びに 5.2 (a), (b) 及び (d) の規定は、本条について準用する。</p> <p>(4) 届出を受けた地方運輸局長は、届出書及び書類(提出があつた場合のみ)を海事局長へ送付すること。</p> <p>(b) 第2号から第6号までの届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 第2号から第6号までの届出には、変更する理由を記載せること。</p> <p>(2) 第2号から第6号までの届出を受けた地方運輸局長は、届出書を提出する。</p>	<p>(型式の変更等の届出)</p> <p>9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 地方運輸局長は、各号に掲げる場合には、当該事由を記載した届出書を提出させ、海事局長に送付し、本局において当該届出書の写しを保管すること。なお、届出書の提出が運輸支局長を経由する場合には、支局においても同様に保管すること。ただし、第2号及び第3号の場合にあっては、地方運輸局長及び運輸支局長の経由を要しない。</p> <p>(2) 届出は、原則として変更しようとする時期の1月前までに行われること。(削除)</p> <p>(標示)</p>

<p>10.0 (a) 型式承認番号を標示しようとするとする場合は、「型式承認番号第〇〇〇〇号」とすること。</p>	<p>10.0 (a) 型式承認された船舶又は物件について型式承認番号を付しても 差し支えないが、その標示の様式は、「型式承認番号第〇〇〇〇号」を標準とする。</p>
<p>第4章 雜則</p>	<p>第4章 雜則</p>
<p>(経由機関)</p> <p>28.0 (a) 主たる事業場の所在地が運輸支局長、海事事務所長又は沖縄総合事務局の事務所長（以下「運輸支局長」という。）が管轄する区域にある場合は、地方運輸支局長を経由するに当たり、当該運輸支局長を経由して行わること。</p> <p>(b) (略)</p>	<p>(経由機関)</p> <p>28.0 (a) 国土交通大臣に対して書類を提出する場合に、地方運輸支局長を経由するに当たって、主たる事業場の所在地が運輸支局長の管轄する区域内にある場合には、当該運輸支局長を経由して行わせること。</p> <p>(b) (略)</p>
<p>別表第1から別表第2の2まで</p> <p>(a) 「ビルジ用濃度監視装置」には、法第19条の3に規定される窒素酸化物の放出を低減させるための装置（排ガス再循環装置に限る。）の水処理装置からの漏出水の排出を監視するために備え付けられる油分濃度を監視する装置を含む。</p>	<p>別表第1から別表第2の2まで</p> <p>(新設)</p> <p>MEPC.307(73)による改正。</p>

○海洋汚染等防止法検査心得　　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得　新旧対照表

(傍線の部分)は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
附屬書 [2] 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用について	附屬書 [2] 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用に係る承認について	
I. (略)	I. (略)	
II. 法第19条の21第2項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試運転を行う場合の承認に係る取扱い	II. 法第19条の21第2項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試運転を行う場合の承認に係る取扱い	
1.・2. (略)	1.・2. (略)	
3. 承認証の交付	3. 承認証の交付	
承認証の有効期間は、「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間とし、地方運輸局長が特別の事情があると判断した場合を除き30日を超えないこと	承認証の有効期間は、「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間とし、管海官庁が特別の事情があると判断した場合を除き30日を超えないこと	
4. 承認証の有効期間の延長	4. 承認証の有効期間の延長	
試験に追加の期間が必要となる事由が発生し、延長の申請が行われた場合は、承認証の有効期間について30日の延長を認めることができる。	試験に追加の期間が必要となる事由が発生し、延長の申請が行われた場合は、承認証の有効期間について30日の延長を認めることができる。	
(1) 承認証有効期間延長申請書は、第2号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証の他、延長期間中の試運転のスケジュールを提出すること。	(1) 承認証有効期間延長申請書は、第2号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証の他、延長期間中の試運転のスケジュールを提出すること。	
(2) 承認の審査については、承認を受けようとする船舶の延長期間中の試運転のスケジュールについて確認すること。なお、海上試運転において、外国が管轄する内水、領海又は非他の経済水域の航行を予定している場合には、当該海上試運転を行うことについて当該沿岸国からの了解を得られることを申請者へ確認すること。	(2) 承認の審査については、承認を受けようとする船舶の延長期間中の試運転のスケジュールについて確認すること。なお、海上試運転において、外国が管轄する内水、領海又は非他の経済水域の航行を予定している場合には、当該海上試運転を行うことについて当該沿岸国からの了解を得られることを申請者へ確認すること。	
(3) 承認証の交付については新たなる承認証を作成すること。なお、承認証の有効期間は「延長を申請する試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間とし、地方運輸局長が特別の事情があると判断した場合を除き30日を超えないこと。	(3) 承認証の交付については新たなる承認証を作成すること。なお、承認証の有効期間は「延長を申請する試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間とし、地方運輸局長が特別の事情があると判断した場合を除き30日を超えないこと。	
6. 承認証の返納	6. 承認証の返納	
承認証は、硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のための海上試運転が完了し検査に合格したときは、地方運輸局長が海洋汚染等防止上	承認証は、硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のための海上試運転が完了し検査に合格したときは、管海官庁が海洋汚染等防止証書	

証書を交付するとき、あるいは海洋汚染等防止検査手帳を交付又は返付するときまでに返納すること。

を交付するとき、あるいは海洋汚染等防止検査手帳を交付又は返付すると
きまでに返納すること。

○海洋汚染等防止法検査心得　　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得

【記入例】　【附屬書【2】関係】　【様式集】・【記入例】　【附屬書【2】関係】　新旧対照表

改 正 後		現 行		備 考
【様式集】		【様式集】		JIS 法改正 (日本工業規格→日本工業規格) 関係 規格
第1号様式	承認証確認申請書	第1号様式	承認証確認申請書	
(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	
第2号様式	承認証有効期間延長申請書	第2号様式	承認証有効期間延長申請書	
(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	
【記入例】		【記入例】		同上
第1号様式	承認証確認申請書	第1号様式	承認証確認申請書	
(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	
第2号様式	承認証有効期間延長申請書	第2号様式	承認証有効期間延長申請書	
(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	(略)	(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	

○海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法 新旧対照表

改 正 後		現 行	(傍線の部分は改正部分)
海洋汚染等防止法検査の方法		海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査 対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法	備 考
[1] (略)		[1] (略)	
[2] 法定検査及び予備検査		[2] 法定検査及び予備検査	
201 第1回定期検査		201 第1回定期検査	
1 検査の方法	1 (略)	1 (略)	
2 検査の方法	2 検査の方法	2 検査の方法	
		第1回定期検査においては、船舶に設置された海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止設備及び揮発性物質放出防止措置手引書等、大気汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の方法及び技術基準省令第2条又は第3条に該当する特殊な設備又は貨物艤及び特殊な船舶であつて次に掲げる検査の方法により難いものについては意見を添えて検査測度課長に伺い出ること。	
		(1) ~ (3) (略)	
		(4) 設備等の検査	
		検査は、検査着手前の打合せの後、検査規則第8条及び第12条により準備された状態で次に定めるところにより行うこと。この場合においてビルジ貯蔵装置の検査にあつては、ビルジ貯蔵タンクの内部を検査できるよう開放し、かつ、配管等の位置が確認できるように準備させることとし、また、漏油防止装置の検査にあつては、配管等の位置が確認できるよう準備させること。	
		また、工事中その他の時期に当該検査に準ずる検査を行った事項で差し支えないと認められるものにあつては、検査を省略して差し支えない。	
		(イ) ~ (ハ) (略)	
		(二) 備品等の検査	
		1) ~4) (略)	

<p>5) 有害水/バースト処理設備に関するごとに備えられていることを確認すること。</p> <p>イ) (略)</p> <p>ロ) IMO 決議 MEPC.174 (58) "Guidelines for Approval of Ballast Water Management systems (G8)" (以下「日 G8」という。) の承認を受けた有害水/バースト処理設備にあつては、当該設備を構成する電気機器及び電子機器に対して、日 G8 に規定される環境試験が実施されたことを示す書類</p>	<p>5) 有害水/バースト処理設備に関するごとに備えられていることを確認すること。</p> <p>イ) (略)</p> <p>ロ) 有害水/バースト処理設備を構成する電気機器及び電子機器に対して、IMO 決議 MEPC.174 (58) "Guidelines for Approval of Ballast Water Management systems (G8)" 又は IMO 決議 MEPC.279 (70) "2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" (2020年10月28日以降に設置される有害水/バースト処理設備にあつては IMO 決議 MEPC.279 (70) "2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" のみ) に規定される環境試験が実施されたことを示す書類</p>
	<p>G8 のコード化対応</p>

○海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法 附屬書 [6] 新旧対照表

附屬書 [6] 原動機の検査要領		現 行	(傍線の部分は改正部分)
改 正	後		
1. 一般	1.1 適用	附屬書 [6] 原動機の検査要領	
1.1.1 一般	1.1.1 適用	1. 一般	1. 一般
本附屬書は、国際条約であるMARPOL 73/78（以下「条約」という。）ANNEX VI（以下「附屬書 VI」という。）REGULATION 5 & 13による“TECHNICAL CODE (2008) ON CONTROL OF EMISSION OF NITROGEN OXIDES FROM MARINE DIESEL ENGINE”（以下「NOx テクニカルコード 2008」という。）に基づく検査の方法である。	本附屬書は、国際条約であるMARPOL 73/78（以下「条約」という。）ANNEX VI（以下「附屬書 VI」という。）REGULATION 5 & 13による“TECHNICAL CODE (2008) ON CONTROL OF EMISSION OF NITROGEN OXIDES FROM MARINE DIESEL ENGINE”（以下「NOx テクニカルコード 2008」という。）に基づく検査の方法である。	法第 19 条の 7 に規定する原動機の設置及び法第 19 条の 36 に規定する原動機の定期検査に係る検査の方法は本附屬書によること。 また、原動機に装備される NOx 放出低減装置（排ガス再循環装置（以下「EGR 装置」という。）、選択触媒還元装置（以下「SCR 装置」という。）等をいう。）を構成する補機、管装置、電気設備、中和剤タンク等の技術要件に關しては、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の関係省令である船舶機関規則（昭和 59 年運輸省令第 28 号）第 2 章及び第 6 章並びに船舶設備規程（昭和 9 年運輸省令第 6 号）第 6 編の規定の適用をうけるたまひ、当該機器については船舶安全法に基づく検査を行い、その方法は船舶検査の方法（平成 9 年海検第 40 号）によること。	EGCS と同様に、EGR、SCR の管装置等についても安全法の要件を適用する。
NOx 放出低減装置のうち、EGR 装置の水処理装置についてには附屬書 [6-2] に従うこと。	なお、本附屬書中で引用する別紙については、「原動機の放出量確認等業務要領（平成 22 年 6 月 28 日付け国海安第 57 号）（以下「実施要領」という。）」を参照すること。		

○海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法 附属書 [6-2] 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
(新設)		
附属書 [6-2] EGR 装置の水処理装置の検査要領 本附屬書は、IMO 決議MEPC.307 (73) 「2018 GUIDELINES FOR THE DISCHARGE OF EXHAUST GAS RECIRCULATION (EGR) BLEED-OFF WATER」(以下「ガイドライン」という。)による検査の方法である。 ディーゼル機関に装備される NOx 放出低減装置のうち、EGR 装置の水処理装置の検査の方法及び漏水の基準については、本要領によること。		
1. 一般		
1.1 適用		
法第 19 条の 7 に規定する原動機の設置及び法第 19 条の 36 に規定する原動機の定期検査のうち、EGR 装置に附屬する、漏水を排出する水処理装置に係る検査の方法は本附屬書によること。		
なお、本附屬書中で引用する別紙については、「原動機の放出量確認等業務要領（平成 22 年 6 月 28 日付け国海安第 57 号）（以下「実施要領」という。）」を参照すること。		
1.2 用語		
本附屬書で使用する用語は次に掲げることによる。また、附属書 [6]		
1.2 を参照すること。		
1) EGR 装置 (排ガス再循環装置 : Exhaust Gas Recirculation System) 燃焼後の排気ガスの一部を再度燃焼室内へ送り込むことで窒素酸化物の放出量を低減させる装置をいう。		
2) 水処理装置 EGR 装置に附屬する装置であって、燃焼室内に送り込む排気ガスを洗浄する洗浄水を中和処理する装置をいう。		
3) 漏出		
水処理装置で処理される洗浄水のうち、直接又は貯留タンクを経由して船外に排出される水をいう。		
4) 排ガス再循環水処理装置取扱手引書 水処理装置の運転、保守及び整備の方法その他の当該装置の使用に関する		

る必要な事項を記載した手引書をいう。

- 5) 排ガス再循環水処理記録簿
水処理装置の保守及び整備並びに塩素酸化物の低減に使用した洗浄水
及び処理の結果生じた残渣物の管理の状況を記載するための記録簿をい
う。

2. 適用

検査対象船舶に設置される原動機に係る検査

放出量確認の適用を受ける原動機を設置する船舶であつて、総トン数400
トン以上の船舶（検査規則第2条第6項に規定する大気汚染防止検査対象設
備に係る検査対象船舶）は、水処理装置からの漏出水流が、基準値以下の状態
を維持していることを確認するために、本項の規定に従つて定期的検査を
受けなければならない。なお、適用を受ける原動機については、実施要領
附属書「1」2.1（適用）を参照のこと。

3. 船舶検査の概要

3.1 船舶検査の手順

原動機の放出量確認を受けた原動機を船舶に設置した後、水処理装置から
の漏出水流が基準に適合していることを定期的検査において検査する。

(1) 関係書類の確認

以下に掲げる書類について確認する。

① EIAPP 証書

② 原動機取扱手引書及び排ガス再循環水処理装置取扱手引書
基準省令42.0 (c) の基準に適合していることを確認する。

(2) 水処理装置からの漏出水流の排出状況の確認

以下に従つて、漏出水流の排出状況を確認する。

① 漏出水流については、検査の方法附属書「7」「硫黄酸化物放出低減装置
の検査の要領 別紙 EGC 装置に係る技術基準等 2船外に排出される
洗浄水流に係る基準」の要件を満足すること。この場合において、「洗浄水」と
あるのは「漏出水流」、及び「EGC 装置」とあるのは「EGC 装置の水処理装置
簿」、「硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書」とあるのは「排ガス再循環
水処理装置取扱手引書」と読み替える。

(参考) 硫黄酸化物放出低減装置排水基準

2 船外に排出される洗浄水に係る基準 (洗浄水を船外に排出する EGC 装置に適用される) (ガイドライン10)
(1) 船外に排出される洗浄水には、保守整備のための短時間を除いて EGC 装置の運転中、次表左欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表右欄に掲げるとおりであること。

排出される洗浄水の基準

水素イオン濃度(pH)	以下のいずれかを満たすこと ① 船外排出口で 6.5 以上。ただし、航行中ににおいて取水口と船外排出口での差が 2.0 以下である場合はこの限りでない。 ② 船舶を停泊させた状態において船外排出口から 4m 離れた地点で 6.5 以上 (※1) 燃料油燃焼装置の運航最大出力、又は定格出力の 80%において 50 $\mu\text{g/L}$ 以下 (洗浄水の流量 45 t/MWh の場合) (※2)
多環芳香族炭化水素(PAH)	取水と船外への排出水の差が 25 NTUs (ホルマジン比濁計単位) 以下又は 25 NTUs (比濁計比濁度単位) 以下 (※3)
濁度	排出ガス中の NO _x 量の 12% (mg/L) 又は 60 mg/L (洗浄水の流量 45 t/MWh の場合) のうち、いずれか大きい値以下 (※4)

備考

- ※1 「②船舶を停泊させた状態において船外排出口から 4m 離れた地点で 6.5 以上」については、次の条件下で、直接計測又は計算による方法(計算流体力学等)のいずれかにより確認すること。
 [1] 同一の船外排出口に繋がっている全ての EGC 装置は、

運航中に生じうる最大の排出ガス負荷(又は実現可能な最大の排出ガス負荷)及び使用することが認められている最大の硫黄分濃度の燃料油を用いて運転されること。

[2] 最大の排出ガス負荷よりも低い負荷で運転される場合又は最大硫黄分濃度よりも低い硫黄分濃度の燃料油を使用して運転される場合、海水の中和滴定曲線に基づき洗浄水の水煙の混合比により実証されること。当該混合比は、最大の排出ガス負荷かつ最大硫黄分濃度の燃料油で運転された場合においても、洗浄水の水煙の挙動を示すために提示されること。

[3] 洗浄水の流量が排出ガスの流量に応じて変化する場合、全ての流量が評価されること。

[4] 標準の海水としてアルカリ度200 μmol/L及びpH8.2が使用されること。試験条件が標準の海水と異なる場合、修正した滴定曲線が適用されること。

[5] 計算による方法が適用される場合、化学式、船外排水口の詳細、排出される洗浄水の流量、船外排出口及び当該船外排出口から4m離れた地点の設計上のpH値、滴定及び希釈のデータ等詳細な根拠が提示されること。

※2 計測位置は、EGG装置の出口とし、洗浄水の希釈又は反応剤の注入が行われる場合はその手前であること。
洗浄水の流量が増減する場合は、次表の基準によること。
計測手法は、2.5t/MWh以下の場合は紫外分光法、2.5t/MWhを上回る場合には蛍光分光法が使用されること。

流量 (t/MWh)	PAHの基準 (μg/L)
0~1	2.250
2.5	900
5	450
11.25	200
22.5	100

運転開始時等に基準を上回る場合、12 時間のうち連続する 15 分以内において基準の 200%以内であること。
※3 計測装置の精度や取水から排水までの時間経過により測定値の測定精度が落ちないよう、15 分間の移動平均によること。 計測位置は、EGC 装置の出口とし、洗浄水の希釈又は反応剤の注入が行われる場合はその手前であること。 運転開始時等に基準を上回る場合、12 時間のうち連続する 15 分以内において基準の 120%以内であること。
※4 [1] 船外へ洗浄水を排出する全ての EGC 装置は、当該 EGC 装置に係る初回検査に際し、洗浄水の硝酸塩分析を行うこと。 標準硝酸塩量が基準値の 80%を超える場合には、硫酸酸化物放出低減装置取扱手引書へ記載されること。 定期検査の際に硝酸塩の排出データが確認できるよう、当該検査前 3 ヶ月以内に洗浄水のサンプルの採取及び分析が行われること。 硝酸塩の排出データ及び分析証明書は EGC 記録簿の一部として船上に保管されること。 硝酸塩分析の試験方法が「Grasshoff らによる標準海水分析法」(又は ISO 13395:1996、ISO 10304-1:2007 など海水の分析に適した同等の試験基準による方法)に従っていることが、分析証明書等により証されること。 [2] 洗浄水の流量が増減する場合は、次表によること。

流量 (t/MWh)	硝酸塩の基準 (mg/L)
0-1	2,700
2.5	1,080
5	540

11.25	240
22.5	120
45	60
90	30

(2) 洗浄水から除去された残渣物が、船外に排出されず、かつ、船舶において焼却されないこと。

② 基準適合燃料油を使用している場合であつて、次のイからハまでに適合するものについては、①によらないこととすることができる。

イ) 技術基準省令第7条のビルジ用濃度監視装置により漏出水中の油分濃度が信測され、記録されているものであること。なお、油分濃度を記録することができないビルジ用濃度監視装置の場合は、油分濃度を記録する装置により、漏出水中の油分濃度が記録されていること。

ロ) 漏出水から除去された残渣物が、船外に排出されず、かつ、船舶において焼却されないこと。

ハ) 檻海域、河口、港湾等において、漏出水を船外に排出する場合にあつては、①を満足するものであること。

③ 水処理装置から貯留タンクを介して排出する構造を有する船舶であつては、当該タンクから船外に排出しないよう切り替えられるものであること

○海防汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査の方法 附属書 [7] 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	備 考
附属書 [7] 硫黄酸化物放出低減装置の検査要領 (略) 別紙		附属書 [7] 硫黄酸化物放出低減装置の検査要領 (略)	
1 (略) EGC 装置に係る技術基準等	1 (略)	2 船外に排出される洗浄水に係る基準 (洗浄水を船外に排出する EGC 装置に適用される) (ガイドライン10) (1) 船外に排出される洗浄水は、保守整備のための短時間を除いて EGC 装置の運転中、次表左欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表右欄に掲げるとおりであること。 排出される洗浄水の基準	EGC 装置に係る技術基準等
水素イオン 濃度 (pH)	水素イオン 濃度 (pH)	水素イオン 濃度 (pH)	
多環芳香族 炭化水素 (PAH)	多環芳香族 炭化水素 (PAH)	多環芳香族 炭化水素 (PAH)	
濁度	濁度	濁度	
硝酸塩	排出ガス中の NO _x 量の 12% (mg/L) 又は 60mg/L (洗浄水の流量 45t/MMh の場合) のうち、いずれか大きい値以下 (※4)	排出ガス中の NO _x 量の 12% (mg/L) 又は 60mg/L (洗浄水の流量 45t/MMh の場合) のうち、いずれか大きい値以下 (※4)	誤字修正

○海洋汚染防止設備等、大気汚染防止措置手引書検査關係事務取扱要領
新旧对照表

(接続の部分を改正部分)

現 行	改 正 後	備 考
海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領	海洋汚染防止設備等、海洋汚染防歟緊急措置手引書等、大気汚染防止検査 対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領	名称の簡略化
(略)	(略)	IAPP 証書様式改正関係
1. 関係書類	1. 関係書類	
1.1~1.4 (略) 1.5 國際海洋汚染等防止証書 1.5.1 ~ 1.5.5 (略) 1.5.6 國際大気汚染防止証書 (IAPP 証書)	1.1~1.4 (略) 1.5 國際海洋汚染等防止証書 1.5.1 ~ 1.5.5 (略) 1.5.6 國際大気汚染防止証書 (IAPP 証書)	
(1)・(2) (略) (3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。 (イ)~(ソ) (略) (ツ) 2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) の欄に於いては、 <u>2.3.1 及び 2.3.2 中. 1.1 [] 印を記入すること。</u> 法第19条の21第2項が適用される船舶に於ける場合には、各規制に応じ 2.3.1 及び 2.3.2 中. 2.2 [] 印を記入し、それ以外の場合にあつては [] 印を記入し、2.3.3 [] 印を記入すること。当該装置等が設置されていない船舶にあつては 2.3.1 及び 2.3.2 中. 2.2 [] 印を記入し、2.3.3 [] 印を記入すること。	(1)・(2) (略) (3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。 (イ)~(ソ) (略) (ツ) 2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) の欄に於いては、 <u>2.3.1 及び 2.3.2 中. 1.1 [] 印を記入すること。</u> 法第19条の21第2項が適用される船舶に於ける場合には、各規制に応じ 2.3.1 及び 2.3.2 中. 2.2 [] 印を記入し、それ以外の場合にあつては [] 印を記入し、2.3.3 [] 印を記入すること。当該装置等が設置されていない船舶にあつては 2.3.1 及び 2.3.2 中. 2.2 [] 印を記入し、2.3.3 [] 印を記入すること。	IAPP 証書様式改正関係
(ネ) (略) (ナ) 2.6 同等物の欄については、硫黄酸化物放出低減装置を使用する場合には、「装置又は設備」の欄に例えば「主機、補機及びボイラ Main Engine, Aux. Engine and Boiler」と、「使用されている同等物」の欄に「硫黄酸化物放出低減装置 EGCS」と記載し、「承認番号」の欄に「硫黄酸化物放出低減装置 EGCS」と記載すること。	(ネ) (略) (ナ) 2.6 同等物の欄については、硫黄酸化物放出低減装置を使用する場合には、「装置又は設備」の欄に例えば「主機、補機及びボイラ Main Engine, Aux. Engine and Boiler」と、「使用されている同等物」の欄に「硫黄酸化物放出低減装置 EGCS」と記載し、「承認番号」の欄に「硫黄酸化物放出低減装置 EGCS」と記載すること。	記植修正

<p>酸化物放出低減装置番号管理簿の番号「EQ-”交付官庁英名” “西暦”-”管理番号”」(例：EQ-Kanto2019-1)を記載すること。</p> <p>なお、(ツ)後段の条約附属書 VI 第 2 規則 9 による燃料油の規定のとおり、LNG を含むガスについては、代替燃料油ではなく燃料油に該当することから本欄に記入しないこと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>別紙(26)</p> <p>1.5～1.8 (略)</p> <p>1.9 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等</p> <p>1.9.1 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の検査</p> <p>(1) 検査の方法附属書 [8] の規定により、硫黄酸化物放出適合手引書が基準に適合していると認められる場合は、当該船舶に搭載され、各手引書に対応する EGC 装置が検査が検査の方法附属書 [7] に規定される検査により技術基準に適合していると認められた後に、各手引書表紙(1 ページ目)の余白に、船舶安全法の「船舶検査の方法」(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)付属書 A 中 2.2 に規定される第 1 号の 2 様式のスタンプを、次の例により赤で押印すること。</p> <p>硫黄酸化物放出低減記録簿(様式)の表紙を提出させて、手引書の表紙と同じ記載をして返却すること(当該記録簿の基準はない)。</p> <p>(2) 検査の方法附属書 [6-2] の規定により、排ガス再循環水処理装置取扱手引書が検査心得技術基準省令 42.0(c)の基準に適合していると認められる場合は、(1)と同様に処理すること。</p> <p><u>排ガス再循環水処理記録簿についても、硫黄酸化物放出低減記録簿と同様に取り扱うこと。</u></p> <p>(3) 船級船にあつては、船級協会により承認することとする。</p> <p>(略)</p>
<p>EGR 排水ガイドライン取り入れ関係</p> <p>1.9.2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の記載事項の変更の取扱い</p> <p>(1) 検査の方法附属書 [8] 又は検査の方法附属書 [6-2] の規定により、変</p>	<p>EGR 排水ガイドライン取り入れ関係</p> <p>1.9.2 硫黄酸化物放出低減装置取扱手引書等の記載事項の変更の取扱い</p> <p>(1) 検査の方法附属書 [8] 又は検査の方法附属書 [6-2] の規定により、変</p>

<p>更事項が基準に適合していると認められる場合は、承認された手引書に対し、旧の事項に二重線を引き、空欄をした部分には、地方運輸局の略符のゴム印を赤で押印すること。</p> <p>(2) 船級船には、船級協会により承認することとする。</p>	<p>入れ関係 められる場合は、承認された手引書に対し、旧の事項に二重線を引き、空欄部分に新の事項を記載すること。二重線のゴム印を赤で押印すること。</p> <p>なあ、船級船にあつては、船級協会により処理することとする。</p>
---	---

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 別紙様式【1.2.13(1)関係】 (傍線の部分)は改正部分)	
改 正 後	現 行

<p>(別紙様式) (略) (注) 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>番とすること。</p>	<p>JIS 法改正 (日本工業規格→日本産業規格) 関係 (傍線の部分)は改正部分)</p>
--	---

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領 別紙(26)【本文1.5.6関係】 (傍線の部分)は改正部分)	
改 正 後	現 行

<p>別紙 (26) (略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物(SOx) 及び粒子状物質(第14規則) Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域外を運航する場合は、 When the ship operates outside of an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:</p> <p>1 硫黄分の濃度が<u>0.50%</u>/m以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は</p>	<p>JAPP 証書様式改正関係</p>
--	----------------------

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.50% m/m, and / or

fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of:
4.50% m/m (2012年1月1日前)
4.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2012);
or

.2 0.50% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.50% m/m

- 2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:
4.50% m/m (2012年1月1日前)
4.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2012);
or
3.50% m/m (2012年1月1日以後、2020年1月1日前)
3.50% m/m (not applicable on or after 1 January 2020);
or
0.50% m/m (2020年1月1日以後)
0.50% m/m, and / or

2.3.2 船舶が、第14規則3に規定する排出規制海域内を運航する場合は、
When the ship operates inside an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the ship uses:
1 硫黄分の濃度が0.10% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は
fuel oil with a sulphur content as documented by bunker

IAPP 証書様式改正関係
1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。;又は
fuel oil with a sulphur content as documented by bunker

	delivery notes that does not exceed the limit value of: 0.10% m/m, and /or 2. 0.10% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも S0x 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.10% m/m 2.3.3 第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶においては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes	(略) (新設)	APP 証書様式改正関係 APP 証書様式改正関係
	delivery notes that does not exceed the limit value of: 1.0% m/m (2015年1月1日前) 1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015); or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m, and /or 2. 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも S0x 放出低減の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 1.0% m/m (2015年1月1日前) or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m 2.3.3 第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶においては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes	(略) (新設)	APP 証書様式改正関係 APP 証書様式改正関係
	delivery notes that does not exceed the limit value of: 1.0% m/m (2015年1月1日前) 1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015); or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m, and /or 2. 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも S0x 放出低減の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 1.0% m/m (2015年1月1日前) or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m 2.3.3 第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶においては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes	(略) (新設)	APP 証書様式改正関係 APP 証書様式改正関係
	delivery notes that does not exceed the limit value of: 1.0% m/m (2015年1月1日前) 1.0% m/m (not applicable on or after 1 January 2015); or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m, and /or 2. 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも S0x 放出低減の効果があるものとして、第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を使用する。 an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 1.0% m/m (2015年1月1日前) or 0.1% m/m (2015年1月1日以後) 0.1% m/m 2.3.3 第4規則1により承認され、2.6の表に記載された同等物を設置しない船舶においては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は0.50% m/m以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes	(略) (新設)	APP 証書様式改正関係 APP 証書様式改正関係

The ship has been allowed to use the following fitting, material, appliance or apparatus to be fitted in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to that required by this Annex:

装置又は設備 System or Equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference
主機、補機及びドライ	硫黄酸化物放出低減装置	EQ-Kanto2019-1
Main Engine, Aux. Engine and Boiler	EGOS 置	

(略)

The ship has been allowed to use the following fitting, material, appliance or apparatus to be fitted in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to that required by this Annex:

装置又は設備 System or Equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference	承認番号 Approval reference
主機、補機及びドライ	硫黄酸化物放出低減装置	EQ-Kanto2019-1	二

(略)

○原動機の放出量確認等業務要領

	改 正 後	現 行	(傍線の部分は改正部分)
I ~ IV	(略)	I ~ IV (略)	
○附屬書 [1] 原動機の放出量確認等	○ 附屬書 [1] 原動機の放出量確認等		
1. 一般	1. 一般 (略)		
2. 原動機の放出量確認	2. 原動機の放出量確認 2.1 (略)	2. 原動機の放出量確認 2.1 (略)	
2.2 放出量確認の概要	2.2 放出量確認の概要 2.2.1 (略)	2.2 放出量確認の概要 2.2.1 (略)	
2.2.2 原動機の放出量確認等	2.2.2 原動機の放出量確認等 1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。なお、NOx放出低減装置がEIAPP認証に含まれている場合、NOx放出低減装置は原動機の一部として扱われ、原動機取扱手引書に記載されなければならない。技術的及び実践的な理由により、一体的な試験が適当でないと主管庁が認める場合を除き、原動機はNOx削減装置を取り付けた状態で予備認証試験を受けなければならない。NOx削減装置として選択触媒還元装置(以下「SCR装置」という。)を使用する原動機の放出量確認を行う場合は別紙10(MEPC.291(71))に従う。	2.2.2 原動機の放出量確認等 1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台におけるNOx計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。なお、NOx削減装置がEIAPP認証に含まれている場合、NOx削減装置は原動機の一部として扱われ、原動機取扱手引書に記載されなければならない。技術的及び実践的な理由により、一体的な試験が適当でないと主管庁が認める場合を除き、原動機はNOx削減装置を取り付けた状態で予備認証試験を受けなければならない。NOx削減装置として選択触媒還元(SCR)システムを使用する原動機の放出量確認を行う場合は別紙10(MEPC.291(71))に従う。	

○原動機の放出量確認等業務要領 別紙10

	改 正 後	現 行	(傍線の部分は改正部分)
別紙10 IMO決議MEPC.291(71)	別紙10 IMO決議MEPC.291(71)	別紙10 IMO決議MEPC.291(71)	
SCRシステムを取り付けた舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係るNOxテクニカルコード2008の追加的見地に向けた2017年のガイドライン (略)	2017年7月7日採択 SCRシステムを取り付けた舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係るNOxテクニカルコード2008の追加的見地に向けた2017年のガイドライン (略)	2017年7月7日採択 SCRシステムを取り付けた舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係るNOxテクニカルコード2008の追加的見地に向けた2017年のガイドライン (略)	

<p>※ (略)</p> <p>第3号様式</p> <p>原動機取扱手引書再発行申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>	<p>※ (略)</p> <p>第3号様式</p> <p>原動機取扱手引書再発行申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第4号様式</p> <p>原動機取扱手引書換算申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2・3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4号様式</p> <p>原動機取扱手引書換算申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。 2・3 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第5号様式</p> <p>原動機汚染防止原動機証書等返納届</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5号様式</p> <p>原動機汚染防止原動機証書等返納届</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第6号様式</p> <p>放出量確認等申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6号様式</p> <p>放出量確認等申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第7号様式</p> <p>国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7号様式</p> <p>国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>第8号様式</p> <p>国際大気汚染防止原動機証書書換申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A</u>列4番とすること。 2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第8号様式</p> <p>国際大気汚染防止原動機証書書換申請書</p> <p>(略) (注) 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A</u>列4番とすること。</p>

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2・3 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2・3 (略)	(傍線の部分は改正部分)
○原動機の放出量確認等業務要領 様式 新旧对照表		
改 正 後	現 行	
(略)	(略)	
第2号様式 (略) ※本表は、代表機原動機手引書の承認後、速やかに作成し、本省検査測度課 代表メールアドレスに送付すること。 ※ (略)	第2号様式 (略) ※本表は、代表機原動機手引書の承認後、速やかに作成し、本省検査測度課 代表メールアドレス (MRB_KSK@mlt.go.jp) に送付すること。 ※ (略)	JIS法改正(日本工 業規格→日本産業 規格) 関係
第3号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 (略)	第3号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)	JIS法改正(日本工 業規格→日本産業 規格) 関係
第4号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 (略)	第4号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)	原動機取扱手引書換申請書
第7号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2・3 (略)	第7号様式 (略) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)	国際大気汚染防止原動機証書等返納届
第一号の二の四様式 (検査規則第一条の九関係) 放出量確認等申請書 (略) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 (略)	第一号の二の四様式 (検査規則第一条の九関係) 放出量確認等申請書 (略) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)	第一号の二の四様式 (検査規則第一条の九関係) 放出量確認等申請書 (略) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。 2 (略)

第一号の四様式 （検査規則第一条の十三関係） 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書	(略)	第一号の四様式（検査規則第一条の十三関係） 国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書	(略)
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。 2 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。 2 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。 2 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
第一号の五様式 （検査規則第一条の十四関係） 国際大気汚染防止原動機証書書換申請書	(略)	第一号の五様式（検査規則第一条の十四関係） 国際大気汚染防止原動機証書書換申請書	(略)
(略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。 2・3 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。 2・3 (略)	(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

○硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領

改 正 後		現 行	備 考
I ~ II	(略)	I ~ II (略)	
III 事務取扱要領関係		III 事務取扱要領関係	
1. 願い出の受付 (略)		1. 願い出の受付 (略)	
2. 受付・処理簿 (1) ~ (3) (略) (4) 支局等は、受付・処理簿(押印部分を除く)について、月単位でExcelの電子データとして集計し、本局宛て送付すること。本局等は、送付された電子データを取りまとめた上、翌月の10日までに海事局検査測度課代表アドレス宛て送付すること。		2. 受付・処理簿 (1) ~ (3) (略) (4) 支局等は、受付・処理簿(押印部分を除く)について、月単位でExcelの電子データとして集計し、本局宛て送付すること。本局等は、送付された電子データを取りまとめた上、翌月の10日までに海事局検査測度課代表アドレス(MRB_KSK@mlit.go.jp)宛て送付すること。	アドレス詳細の削除

○硫黄酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領 様式 新旧対照表

改 正 後		現 行	備 考
第1号様式		第1号様式	JIS法改正(日本工業規格→日本産業規格)関係
硫黄酸化物低減装置の低減量確認等願い (略)		硫黄酸化物低減装置の低減量確認等願い (略)	
(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)		(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)	
第2号様式		第2号様式	
硫黄酸化物放出低減装置承認証再交付願い (略)		硫黄酸化物放出低減装置承認証再交付願い (略)	
(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)		(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)	
第3号様式		第3号様式	
硫黄酸化物放出低減装置承認証書換願い (略)		硫黄酸化物放出低減装置承認証書換願い (略)	
(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)		(注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。 2・3 (略)	

<p>第4号様式</p> <p>(略) 硫黄酸化物放出低減装置承認証返納届</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番どすること。 2・3 (略)</p>	<p>第4号様式</p> <p>(略) 硫黄酸化物放出低減装置承認証返納届</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番どすること。 2・3 (略)</p>
<p>第5号様式</p> <p>(略) 硫黄酸化物放出低減装置承認証交付願い</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番どすること。 2・3 (略)</p>	<p>第5号様式</p> <p>(略) 硫黄酸化物放出低減装置承認証交付願い</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番どすること。 2・3 (略)</p>

○二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領 様式 新旧対照表

(傍線の部分)は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
様 式	様 式	
第2号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	第2号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	JIS法改正(日本工業規格→日本産業規格)関係
第3号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2・3 (略)	第3号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2・3 (略)	二酸化炭素放出抑制航行手引書換申請書
第4号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	第4号様式 (略) (注) 1 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A</u> 列4番とすること。 2 (略)	二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書